

2 高校段階における一人1台端末の整備について

Society5.0時代の到来とともに社会の在り方が変わり、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、一層先行き不透明で予測困難な時代となっている。こうした中、これから時代を生きる子供たちは、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等のICTを有効に活用し、個々の学習状況の見える化やオンラインによる教育機会の確保などを通じて、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人ひとりの能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要である。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、令和2年度中に整備を行うこととした。さらに、義務教育段階において一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費が令和2年度第三次補正予算として措置された。

しかし、補正予算では、低所得世帯に限定して補助することとしており、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。また、補助の対象となる端末は、学校設置者が整備した端末のみとされているが、一人ひとりの進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが求められる。

そのため、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な制度にする必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、補助単価の上限を増額するとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- 2 あらゆる生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。